

石油の備蓄の確保等に関する法律 (備蓄法) 届出マニュアル

**経済産業省中国経済産業局
資源エネルギー環境部 資源・燃料課
令和元年5月**

目 次

1. 届出手続き	2
2. 石油販売業届出一覧表	4
3. 記入例	5
「石油の備蓄の確保等に関する法律」(抜粋)	12

1. 届出手続き

石油販売業者

(経済産業省令で定める事業規模を越えて、石油の販売の事業を行う者)

事業規模については、
施行規則第4条を参照
してください。

届出書(正本1部、写し1部)

- ①開始届 (様式第17)
- ②変更届 (様式第18)
- ③廃止届 (様式第19)

「主たる事務所の所在地」を管轄する経済産業局に提出

(具体的には、「各経済産業局の連絡先及び管轄区域」を参照してください。)

★この法律でいう「石油」とは。

原油、揮発油、灯油(ジェット燃料油を含む)、軽油、重油並びにプロパン及びブタンを主成分とする石油ガス(液化したものを含む。)をいいます。

なお、ナフサ(石油化学原料油)は揮発油に分類されますが、潤滑油、アスファルト、グリース等については、この法律でいう「石油」には含まれません。

★「石油の販売の事業を行う者」とは。

営利の目的をもってすると否とを問わず、自己の名義により継続反復して石油を有償で他人に譲渡することを目的として事業活動を行う者をいいます。従って、組合員の利益のために組合員に対し非営利的に石油の販売を行う組合等も含まれます。

また、卸専売業者等の販売施設を有していない業者も、その販売数量が経済産業省令で定める事業規模を超えている場合は届出を要します。

さらに、タンク等の設備を借用する場合、その設備の所有者ではなく、実際に設備を使用して販売事業を行っている者が届け出ます。

各経済産業局の連絡先及び管轄区域

担当窓口	所在地及び電話番号	管轄区域
北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課	〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2-1-1 (電話) 011-709-2311 (内線2640～2642)	北海道
東北経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課	〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 (電話) 022-221-4934	青森県、岩手県、 宮城県、秋田県、 山形県、福島県
関東経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 (電話) 048-600-0371	東京都、茨城県、 群馬県、栃木県、 埼玉県、千葉県、 神奈川県、山梨県、 新潟県、長野県、静岡県
中部経済産業局 資源エネルギー環境部 石油課	〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2 (電話) 052-951-2781	岐阜県、愛知県、 三重県、富山県、石川県
近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課	〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 (電話) 06-6966-6044	滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県、 福井県
中国経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課	〒730-8531 広島県広島市中区上八丁堀6-30 (電話)082-224-5722	鳥取県、島根県、 岡山県、広島県、山口県
四国経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課	〒760-8512 香川県高松市サンポート3-33 (電話) 087-811-8536	徳島県、香川県、 愛媛県、高知県
九州経済産業局 資源エネルギー環境部 石油課	〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1 (電話) 092-482-5476	福岡県、佐賀県、 長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、 鹿児島県
沖縄総合事務局 経済産業部 石油・ガス課	〒900-8530 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 (電話) 098-866-1756	沖縄県

(注) 各県石油商業組合や各石油元売会社を經由して経済産業局に提出されても構いません。

2. 石油販売業届出一覧表

項 目	開 始 届	変 更 届	廃 止 届	備 考
新たに石油販売業を開始する	○			
石油販売業の事業規模が法定事業規模を越える	○			
自家用設備を転用し、一般販売を行う	○			
新設合併（A社とB社が合併しC社を設立）する	○		●	○C社、●A、B社
吸収合併	A社（未届出者）がB社を吸収する	○	●	○A社、●B社
	A'社（既届出者）がB社を吸収する		○	○A'社、●B社
組織変更	個人 ←→ 法人	○	●	○新、●旧
	有限会社 → 株式会社		○	
	合名会社 ←→ 合資会社		○	
	上記以外の組織変更	○		●
事業譲渡	未届出者に譲渡する	○	●	○新、●旧
	既届出者に譲渡する		○	○新、●旧
個人事業者（死亡）で相続により承継する		○		
届出者の商号、名称を変更する		○		
届出者の住所を変更（移転、住居表示の変更等）する		○		
法人の代表者を変更する		○		
主たる事務所の所在地を変更（移転、住居表示の変更等）する		○		
営業所（給油所等）を追加する		○		
既存の営業所（給油所等）を譲り受け又は借用等する		○		新旧事業者両方
営業所（給油所等）所在地を変更（移転、住居表示の変更等）する		○		
複数ある営業所（給油所等）の一部を廃止する		○		
販売する石油の種類を変更する		○		
主たる仕入先を変更する（元売転籍等）		○		
主たる販売施設（計量器、タンク）を変更する		○		
石油販売業を廃止する			○	
石油販売業の事業規模が法定事業規模以下になる			○	
一般販売を廃止し、自家消費のみとする			○	

3. 記入例

様式第17（第33条関係）

捨印

迅速に手続きを完了するため
できれば押印してください。

(第1面)

石油販売業開始届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

開始届は、事業開始日より前に提出してください。

「住所」について、法人の場合は登記事項証明書に記載されている住所、個人の場合は住民票に記載されている本人の住所です。また、「主たる事務所の所在地」は実際に本社業務を行っている住所です。ほとんどの場合、両者は同じですが、異なる場合（ペーパー会社など）もあります。届出書の提出先は、「主たる事務所の所在地」を管轄する経済産業局です。

届出者 商号、名称 〇〇石油株式会社
氏名 代表取締役 〇〇 〇〇
(法人にあつては、代表者の氏名)
住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

代表
者印

石油販売業を次のとおり行いたいので、石油の備蓄の確保等に関する法律第27条第1項の規定により、届け出ます。

1 主たる事務所の所在地	(郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇) 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 電話番号 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇
2 営業所の所在地	
名称	所在地
〇〇営業所	(郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇) 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 電話番号 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇給油所	(郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇) 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 電話番号 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇貯蔵所	(郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇) 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 電話番号 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 「営業所」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第1面の次に添付すること。

「営業所の所在地」欄は、必要に応じ加増/削減しても構いません。

3 主たる販売施設の概要			
営業所の名称	〇〇営業所		
貯蔵設備・計量器 (可搬式も含む。)			
(油種)	(タンク総容量)	(タンク基数)	計量器数
a 揮発油	KL	基	基
b 灯油	KL	基	基
c 軽油	KL	基	基
d	KL	基	基
e	KL	基	基
貯蔵設備等がない場合は空欄で構いません。			
営業所の名称	〇〇給油所		
貯蔵設備・計量器 (可搬式も含む。)			
(油種)	(タンク総容量)	(タンク基数)	計量器数
a 揮発油	〇〇 KL	〇 基	〇 基
b 灯油	〇〇 KL	〇 基	〇 基
c 軽油	〇〇 KL	〇 基	〇 基
d	KL	基	基
e			
「タンク基数」は、一タンクを中仕切で区切っているような場合、それぞれの油種を1基とみなします。「計量器数」は、同時給油できるバルの本数とします。			
営業所の名称	〇〇貯蔵所		
貯蔵設備・計量器 (可搬式も含む。)			
(油種)	(タンク総容量)	(タンク基数)	計量器数
a 揮発油	〇〇 KL	〇 基	〇 基
b 灯油	〇〇 KL	〇 基	〇 基
c 軽油	〇〇 KL	〇 基	〇 基
d	KL	基	基
e	KL	基	基
4 主たる仕入先	〇〇株式会社、〇〇石油株式会社 ← 元売名や卸業者名など		
5 販売しようとする石油の種類	← 原油、揮発油、灯油、軽油、重油、液化石油ガスなど、営業所ごとではなく、届出者全体で販売する油種を記入してください。なお、潤滑油、アスファルト、グリス等については届出対象外です。		
6 事業開始予定時期	令和〇〇年〇〇月〇〇日		

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 「主たる販売施設の概要」は営業所ごとに記載すること。

3 「主たる販売施設の概要」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第2面の次に添付すること。

「主たる販売施設の概要」欄は必要に応じ加増/削減しても構いません。

(特定石油販売業者のみ記載)

7 密接な関係を有する石油精製業者の商号、名称又は氏名			
8 石油の種類ごとの貯蔵施設の貯蔵能力及び所在地			
名 称		所在地	電話番号 () -
石油の種類ごとの貯蔵施設の貯蔵能力			
名 称		所在地	電話番号 () -
石油の種類ごとの貯蔵施設の貯蔵能力			

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 「貯蔵施設」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第3面の次に添付すること。

「特定石油販売業者」とは、石油販売業者（石油精製業者を除く。）のうち、その石油の年間の販売量が250万キロリットル以上のもので、かつ、石油精製業者と密接な関係がある者を言います。なお、第3面は、「特定石油販売業者」が提出するもので、それ以外の販売業者については提出不要です。

(法第27条第1項第5号の石油販売業者のみ記載)

9 営業所の給油設備の規模

営業所の名称	〇〇給油所		
給油設備のレーン数	同時に給油することができる自動車の数		4
給油設備に用いる自家発電機の容量	12KVA		
営業所の名称			
給油設備のレーン数			
給油設備に用いる自家発電機の容量	KVA		

10 災害が発生した場合における営業所の状況の確認を受けるための電話番号その他の連絡先

営業所の名称	〇〇給油所		
電話番号その他の連絡先	●●●●—△△—×××× 090—▲▲▲▲—■ ■ ■ ■ abcdefg@co.jp		
営業所の名称			
電話番号その他の連絡先			

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 「営業所」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第4面の次に添付すること。
 - 3 「電話番号その他の連絡先」欄には、電話番号、電子メールアドレス等の事項を複数記載すること。

中核SS用で既設のSSの場合、変更届に添付してください

(法第27条第1項第5号の石油販売業者で、指定石油製品の輸送の用に供するタンクローリーを有している場合のみ記載)

11 営業所ごとの指定石油製品の輸送の用に供するタンクローリーに関する事項

営業所の名称	〇〇給油所
--------	-------

タンクローリーの数	1台
-----------	----

指定石油製品の種類	揮発油、軽油、灯油
-----------	-----------

最大容量	(300 リットル × 1,800 リットル × 6 室)
------	---------------------------------

設置場所	～県～市～町1-2-3
------	-------------

指定石油製品の種類	
-----------	--

最大容量	(リットル × リットル 室)
------	-------------------

設置場所	
------	--

営業所の名称	
--------	--

タンクローリーの数	台
-----------	---

指定石油製品の種類	
-----------	--

最大容量	(リットル × リットル 室)
------	-------------------

設置場所	
------	--

指定石油製品の種類	
-----------	--

最大容量	(リットル × リットル 室)
------	-------------------

設置場所	
------	--

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 「営業所」、「タンクローリー」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第5面の次に添付すること。

中核SS用でタンクローリーを有している場合に添付してください

捨印 迅速に手続きを完了するため
できれば押印してください。

石油販売業変更届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

経済産業大臣 殿

変更届は、主たる事務所の所在地または営業所の所在地を変更する場合は変更日より前に提出、その他の場合は変更後遅滞なく提出してください。

中核SSになることに伴う変更届提出の場合、変更事項欄には「設備情報の変更及び追加」、変更後欄には「別紙のとおり」、変更の理由欄には「中核給油所となるため」と記入し、開始届の第2、4面(必須)、第5面(該当がある場合)を添付して提出して下さい。

届出者 商号、名称 〇〇石油株式会社
 氏名 代表取締役 〇〇 〇〇
(法人にあつては、代表者の氏名)
 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

代表
者印

石油の備蓄の確保等に関する法律第27条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更事項	<div style="border: 1px solid red; border-radius: 15px; padding: 5px;"> <p>例) 【全営業所共通事項】 商号の変更、住所/主たる事務所の所在地の変更、 代表者の変更、販売油種の変更、仕入先の変更 【個別営業所事項】 〇〇営業所(給油所)の1カ所廃止/追加、 〇〇営業所(給油所)の移転、 〇〇営業所(給油所)の販売施設の変更 など</p> </div>
変更前	〇〇〇・
変更後	〇〇〇・
変更(予定)年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
変更の理由	<div style="border: 1px solid red; border-radius: 15px; padding: 5px;"> <p>例) 経営合理化のため、〇〇から譲受のため、 〇〇へ譲渡のため、〇〇と合併のため、 取締役会議の決議による など 出来るだけ具体的に記入してください。</p> </div>
設備の処分に関する事項	<div style="border: 1px solid red; border-radius: 15px; padding: 5px;"> <p>例) 〇〇へ譲渡、設備撤去 など 出来るだけ具体的に記入してください。</p> </div>

【注意!】
 営業所(給油所)を追加する場合は、開始届の第2面(主たる販売施設の概要)を添付してください。

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 変更事項の欄には、法第27条第1項第1号から第6号までのうち、変更する事項を記載すること。
 - 3 法第27条第1項第3号及び第5号に規定する事項を変更する場合は、「変更年月日」を「変更予定年月日」とすること。
 - 4 「密接な関係を有する石油精製業者の商号、名称又は氏名」又は「石油の種類ごとの貯蔵施設の貯蔵能力及び所在地」を変更する場合は、当該変更の明細を記した書面を添付すること。
 - 5 「設備の処分に関する事項」の欄は、営業所の所在地を変更する場合(廃止を含む)に限り記載すること。

※営業所の追加の場合、別紙に概要を記載してください。(開始届出書の第2面を流用)



迅速に手続きを完了するため
できれば押印してください。

記入例

石油販売業廃止届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

経済産業大臣 殿

廃止届は、事業廃止後遅滞なく提出してください。

届出者 商号、名称 〇〇石油株式会社
 氏 名 代表取締役 〇〇 〇〇
(法人にあつては、代表者の氏名)
 住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地



石油販売業を廃止したので、石油の備蓄の確保等に関する法律第27条第3項において準用する第26条第3項の規定により届け出ます。

廃止年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
廃止の理由	〇〇〇・・・ <div style="border: 1px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> 例) 〇〇と合併のため、〇〇へ営業譲渡のため、 経営不振により廃業のため など 出来るだけ具体的に記入してください。 </div>
設備の処分に関する事項	〇〇〇・・・ <div style="border: 1px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> 例) 〇〇へ譲渡、設備撤去 など 出来るだけ具体的に記入してください。 </div>

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

石油の備蓄の確保等に関する法律(抜粋)

(目的)

第一条 この法律は、石油の備蓄を確保するとともに、備蓄に係る石油の適切な供給を図るための措置を講ずること等により、我が国への石油の供給が不足する事態及び我が国における災害の発生により国内の特定の地域への石油の供給が不足する事態が生じた場合において石油の安定的な供給を確保し、もって国民生活の安定と国民経済の円滑な運営に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「石油」とは、原油、指定石油製品及び石油ガスをいう。

2 この法律において「指定石油製品」とは、揮発油、灯油、軽油その他の炭化水素油であつて、経済産業省令で定めるものをいう。

施行規則

(指定石油製品)

第二条 法第二条第二項の経済産業省令で定める炭化水素油は、揮発油、灯油(ジェット燃料油を含む。)、軽油及び重油とする。

3 この法律において「石油ガス」とは、プロパン、ブタンその他経済産業省令で定める炭化水素を主成分とするガス(液化したものを含む。)をいう。

(中略)

6 この法律において「石油販売業」とは、石油の販売を行う事業(経済産業省令で定めるところにより算定したその事業の規模(揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第八十八号)第二条第四項の揮発油販売業を行う者については、揮発油販売業以外の石油の販売の事業の規模)が経済産業省令で定める規模以下であるものを除く。以下同じ。)をいい、「石油販売業者」とは、石油販売業を行う者(独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(以下「機構」という。)を除く。)をいう。

施行規則

(石油販売業者)

第四条 法第二条第六項の経済産業省令で定める規模は、次のとおりとする。

- 一 原油又は指定石油製品の販売を行う事業にあつては、消防法(昭和23年法律第186号)第九条の四に規定する指定数量
- 二 石油ガスの販売を行う事業にあつては、使用するタンクの容量が5トン
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該年度の販売予定量又は前年度の販売量のいずれか大きい数量が次に掲げる数量
 - イ 原油にあつては、1,000キロリットル
 - ロ 揮発油にあつては、2,400キロリットル
 - ハ 灯油にあつては、60キロリットル
 - ニ 軽油にあつては、1,800キロリットル
 - ホ 重油にあつては、120キロリットル
 - ヘ 石油ガスにあつては、360トン

危険物の規制に関する政令

(危険物の指定数量)

第一条の十一 消防法第九条の四の政令で定める数量（以下「指定数量」という。）は、別表第三の類別欄に掲げる類、同表の品名欄に掲げる品名及び同表の性質欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量欄に定める数量とする。

別表第三（抜粋）

類別	品名	指定数量
第 四 類	第一石油類（ガソリン 他）	200リットル
	第二石油類（灯油、軽油 他）	1,000リットル
	第三石油類（重油 他）	2,000リットル

(石油販売業の届出)

第二十七条 石油販売業を行おうとする者（機構を除く。）は、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

- 一 商号、名称又は氏名及び住所
- 二 法人である場合においては、その代表者の氏名
- 三 主たる事務所の所在地及び営業所の所在地
- 四 特定石油販売業者にあつては、石油の種類ごとの貯蔵施設の貯蔵能力及び所在地
- 五 自動車に直接給油する事業を行う営業所（給油設備の規模が一定の規模以上であることその他の経済産業省令で定める要件に該当するものに限る。）を有する石油販売業者にあつては、当該営業所の給油設備の規模
- 六 その他経済産業省令で定める事項

施行規則

(石油販売業の届出)

- 第三十三条 法第二十七条第一項の規定により石油販売業の開始の届出をしようとする者は、様式第17による届出書を、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。
- 2 法第二十七条第一項第五号の経済産業省令で定める要件は、地域の実情を踏まえ、給油設備が経済産業大臣が定める規模以上であることその他の経済産業大臣が定める要件に該当することとする。
- 3 法第二十七条第一項第六号の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 販売しようとする石油の種類
 - 二 主たる仕入先
 - 三 主たる販売施設の概要
 - 四 特定石油販売業者にあつては、密接な関係を有する石油精製業者の商号、名称又は氏名
 - 五 事業開始予定時期
 - 六 法第二十七条第一項第五号の石油販売業者にあつては、災害が発生した場合において同号の営業所の状況の確認を受けるための電話番号その他の連絡先
 - 七 法第二十七条第一項第五号の石油販売業者にあつては、同号の営業所ごとの指定石油製品の輸送の用に供するタンクローリーに関する事項
- 4 特定石油販売業者にあつては、第一項の届出書に次の書類を添付しなければならない。
- 一 石油の販売計画
 - 二 石油の貯蔵のための設備の明細及び配置図
 - 三 石油精製業者と密接な関係を有することを証する書類

- 2 前項の規定による届出をした者は、同項第一号、第二号又は第六号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、同項第三号又は第五号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

施行規則

第三十三条

- 5 法第二十七条第二項の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第18による届出書を、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

- 3 前条第三項の規定は、石油販売業者に準用する。

法律

第二十六条

- 3 石油精製業者は、その事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

施行規則

第三十三条

- 6 法第二十七条第三項において準用する法第二十六条第三項の規定により石油販売業の廃止の届出をしようとする者は、様式第19による届出書を、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。